

令和5年度三郷市自主防災組織連絡協議会

総会資料

日時 令和5年 6月17日(土)

14時00分～

会場 三郷市文化会館2階大会議室

<次第>

1 開会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 表彰

5 来賓紹介

6 議長選出

7 議題

(1) 令和4年度事業報告について

…1,2ページ

(2) 令和4年度決算報告及び会計監査報告について

…3,4ページ

(3) 会則の改正について

…5,10～12ページ

(4) 令和5年度役員を選出について

…6ページ

新会長あいさつ

新役員紹介

(5) 令和5年度事業計画(案)について

…7,8ページ

(6) 令和5年度予算(案)について

…9ページ

8 報告・連絡

9 閉会

令和4年度事業報告

1/2

期 日	事 業 名	説 明
4月	役員会(第1回) (書面開催)	事業計画、予算策定及び新旧役員引継 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
5月12日	指導者ネットワーク 役員会(第1回)	新旧役員引き継ぎ、活動計画、次回養成講座について
6月	総会(書面開催)	事業報告、決算、役員紹介、 事業計画(案)及び予算(案)承認 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
6月12日	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
6月26日	自主防災訓練指導者 養成講座(第1回)	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ(36名参加10名修了)
7月～	各部会(書面開催)	各部会を担当する役員が協議を行う (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
7月～	ホームページ更新	ホームページ部会員によるホームページ更新等
9月1日	指導者ネットワーク 役員会(第2回)	次回養成講座・三郷市総合防災訓練への協力について
9月	役員会(第2回) (書面開催)	会費の収入状況について 総合防災訓練役割分担及び当日の段取りについて (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
9月25日 (中止)	三郷市総合防災訓練	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
10月	各部会	広報紙、防災講演会及び訓練、ホームページ更新等
10月～	ブロック情報交流会 (書面開催)	各自主防災会における活動報告の取りまとめ・周知 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)

令和4年度事業報告

2/2

期 日	事 業 名	説 明
10月23日 (中止)	指導者ネットワーク 講師打ち合わせ	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
中止	指導者ネットワーク 全体会	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
11月6日 (中止)	自主防災訓練指導者 養成講座(第2回)	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
11月	各部会 (書面開催)	会報校正、防災講演会の内容打合せ等 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
12月	役員会(第3回) (書面開催)	防災講演会打合せ・準備 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて実施)
12月	会報の発行	第26号(A4判4ページ)、リーフレット(A4判両面 1枚)を55,000部発行・全世帯配布
令和5年 1月12日	指導者ネットワーク 役員会(第3回)	第3回指導者養成講座について
1月22日 (中止)	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
2月4日 (中止)	防災講演会	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
2月19日 (中止)	自主防災訓練指導者 養成講座(第3回)	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止
3月5日	防災ビンゴラリー	防災啓発イベントへの協力
3月9日	指導者ネットワーク 役員会(第4回)	翌年度活動計画について

令和4年度三郷市自主防災組織連絡協議会収支決算書

収入の部

(単位:円)

科目	予算現額			決算額	比較(決算-予算)	説明
	当初予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計			
1 会費	640,000	0	640,000	635,000	△ 5,000	5,000円×128団体 1団体は活動を休止中
2 補助金	600,000	0	600,000	600,000	0	市補助金(定額)
3 参加負担金	0	0	0	0	0	視察研修実施せず(隔年実施)
4 繰越金	967,785	0	967,785	967,785	0	前年度繰越金
5 雑収入	5	0	5	12	7	預金利息
収入合計	2,207,790	0	2,207,790	2,202,797	△ 4,993	

支出の部

(単位:円)

科目	予算現額			決算額	比較(予算-決算)	説明
	当初予算額	予備費支出及び流用増減額	計			
1 事務費	145,000	0	145,000	140,871	4,129	
1 事務用品費	15,000	0	15,000	27,364	△ 12,364	文房具等消耗品
2 通信運搬費	120,000	0	120,000	101,627	18,373	郵送料(会議通知及び事業案内等)
3 旅費	10,000	0	10,000	11,880	△ 1,880	埼玉県リーダー養成講座参加者旅費
2 会議費	5,000	0	5,000	0	5,000	
1 総会費	0	0	0	0	0	資料、会議費、会場使用料
2 役員会費	5,000	0	5,000	0	5,000	書面開催のため支出なし
3 事業費	2,020,000	0	2,020,000	1,190,589	829,411	
1 企画事業費	1,220,000	△ 290,530	929,470	101,547	827,923	
講演会	450,000	△ 290,530	159,470	0	159,470	新型コロナ感染拡大防止のため中止 備品費、会報発行費、啓発費に予算を流用
視察研修	0	0	0	0	0	今年度実施せず(隔年実施)
ブロック情報交流会事業	30,000	0	30,000	0	30,000	書面開催のため支出なし
自主企画事業	50,000	0	50,000	0	50,000	実施せず
指導者養成講座	450,000	0	450,000	50,603	399,397	新型コロナ感染拡大防止のため第2回、第3回中止
指導者ネットワーク事業	240,000	0	240,000	50,944	189,056	ブロック事務費、会議費
2 備品費	500,000	21,620	521,620	521,620	0	三郷市自主防災組織連絡協議会倉庫、訓練用水 消火器購入
3 会報発行費	290,000	224,470	514,470	514,470	0	印刷代(A4判4ページ +A4 55,000部)
4 啓発費	0	44,440	44,440	44,440	0	啓発用DVD1本
5 ホームページ費	10,000	0	10,000	8,512	1,488	ドメインサービス利用料、サーバ使用料
4 予備費	37,790	0	37,790	0	37,790	支出なし
支出合計	2,207,790	0	2,207,790	1,331,460	876,330	

2,202,797 (収入合計) - 1,331,460 (支出合計) = 871,337 円(収支差引額)

収支差引額 871,337 円は令和5年度に繰り越します。


令和5年3月31日
三郷市自主防災組織連絡協議会
会長 中村 智英

令和4年度三郷市自主防災組織
連絡協議会収支決算監査報告書

三郷市自主防災組織連絡協議会会則第8条第5項の規定により令和4年度の決算について関係帳簿、その他証票類と照合し監査した結果、適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

令和5年4月17日

監事 塚原 馨 

監事 吉田 隆 

三郷市自主防災組織連絡協議会 会則改正(案)

新	旧
<p>(役員) 第7条 4 役員の任期は、2年とし、<u>総会から総会までの間とする</u>。1年ごとに役員の概ね半数を改選する。ただし再任は妨げない。</p>	<p>(役員) 第7条 4 役員の任期は、2年とし、1年ごとに役員の概ね半数を改選する。ただし再任は妨げない。</p>
<p><u>(顧問、相談役)</u> 第8条 <u>会長が特に必要と認める時、本会に顧問、相談役を置くことができる。</u> 2 <u>顧問、相談役は会長が委嘱したものが就任する。</u> 3 <u>顧問、相談役の任期は2年とし、総会から総会までの間とする。但し、再任は妨げない。</u></p>	
<p>(役員の職務) 第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、会議の議長となる。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順位により、その職務を代行する。 3 幹事は、会務の運営にあたる。 4 会計は、会計事務を処理する。 5 監事は、毎年度1回協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。 6 <u>顧問、相談役は、会長の要請があったときは、役員会等に出席し重大なる事項について適切なる助言を行う。</u></p>	<p>(役員の職務) 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、会議の議長となる。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順位により、その職務を代行する。 3 幹事は、会務の運営にあたる。 4 会計は、会計事務を処理する。 5 監事は、毎年度1回協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p>

令和5年度三郷市自主防災組織連絡協議会役員(案)

役職	氏名	任期	ブロック	自主防災会名	
会長	本間 紀美男	②	彦成	谷口北自主防災会	
副会長	菊地 靖孝	①	東和東	東町みなみ町会自主防災会	
副会長	安晝 和己	①	彦成	彦成2丁目町会自主防災会	※
幹事	相川 由利	①	みさと団地	みさと団地5街区自主防災会	※
幹事	梅澤 博司	②	みさと団地	みさと第三住宅管理組合自主防災会	
幹事	土谷 幹夫	②	さつき平	さつき平1-5-2自治会自主防災会	
幹事	板井 光敏	①	さつき平	テラウエスト5街区1号館自治会自主防災会	※
幹事	川上 裕夫	①	東和西	戸ヶ崎7丁目東町会	※
幹事	林 賢	②	東和西	戸ヶ崎6丁目町会自主防災会	※
幹事	石井 輝信	①	東和東	鷹野東町会自主防災会	※
幹事	鏡 重蔵	①	早稲田	丹後下町会自主防災会	※
幹事	矢口 惣治	②	早稲田	谷中中央町会自主防災会	※
幹事	高畠 慎一	②	早稲田団地	三郷早稲田第一住宅自主防災会	
監事	佐藤 正孝	①	早稲田団地	早稲田3-1自主防災会	※
監事	吉田 隆	②	東和東	新和1丁目町会自主防災会	
相談役	中村 智英	-	彦成	彦成2丁目町会自主防災会	

※新たにブロックより選出された役員の方です

任期 ①令和5年～令和7年

②令和4年～令和6年

令和5年度事業計画(案)

1/2

期 日	事 業 名	説 明
4月21日	役員会(第1回)	事業計画、予算策定及び新旧役員引継、総会準備
5月11日	指導者ネットワーク 役員会(第1回)	新旧役員引き継ぎ、活動計画、次回養成講座、全体会について
6月17日	総会	事業報告、決算、役員紹介、 事業計画(案)及び予算(案)承認伺い
6月18日	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
7月2日	自主防災訓練指導者 養成講座(第1回)	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的 として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
7月～	各部会	各部会を担当する役員が協議を行う
7月～	ホームページ更新	ホームページ部会員によるホームページ更新等
9月7日	指導者ネットワーク 役員会(第2回)	次回養成講座・三郷市総合防災訓練への協力について
9月15日	役員会(第2回)	会費の収入状況について 総合防災訓練役割分担及び当日の段取りについて
10月1日	三郷市総合防災訓練	指導者ネットワークと共に、各種体験コーナーや訓練で運営協 力をを行う。
10月	各部会	広報紙、防災講演会及び訓練、ホームページ更新等
10月～	ブロック情報交流会	7ブロックで順次開催

令和5年度事業計画(案)

2/2

期 日	事 業 名	説 明
10月29日	指導者ネットワーク 全体会 講師打ち合わせ	全体会及び指導内容の確認、役割分担
11月12日	自主防災訓練指導者 養成講座(第2回)	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
11月	各部会	会報校正、防災講演会の内容打合せ等
12月15日	役員会(第3回)	防災講演会打合せ・準備
12月	会報の発行	第27号(A4判4ページ)発行・全世帯配布
令和6年 1月11日	指導者ネットワーク 役員会(第3回)	第2回指導者養成講座の総括、第3回指導者養成講座について
1月21日	指導者ネットワーク 養成講座事前打合せ	指導内容の確認・役割分担
2月3日	防災講演会	文化会館小ホールで開催予定
2月18日	自主防災訓練指導者 養成講座(第3回)	防災リーダー養成及び自主防災会だけの自主訓練実施を目的として、救護・初期消火・救出等の技術を学ぶ
3月	防災スタンプラリー	防災啓発イベントへの協力
3月7日	指導者ネットワーク 役員会(第4回)	第3回指導者養成講座の総括、翌年度活動計画について

令和5年度三郷市自主防災組織連絡協議会収支予算(案)

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	昨年度決算額	比較(予算-決算)	説 明
1 会 費	640,000	635,000	5,000	5,000円×128団体
2 補 助 金	600,000	600,000	0	市補助金
3 参加負担金	0	0	0	視察研修実施の年度のみ発生
4 繰 越 金	871,337	967,785	△ 96,448	前年度繰越金
5 雑 収 入	5	12	△ 7	預金利息等
収入合計	2,111,342	2,202,797	△ 91,455	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	昨年度決算額	比較(予算-決算)	説 明
1 事務費	155,000	140,871	14,129	
1 事務用品費	30,000	27,364	2,636	事務用品、消耗品等(紙代含む)
2 通信運搬費	110,000	101,627	8,373	切手、はがき(会議通知及び事業案内用等)
3 旅費	15,000	11,880	3,120	交通費
2 会議費	60,000	0	60,000	
1 総会費	55,000	0	55,000	資料、会議費、会場及び設備使用料、記念品等
2 役員会費	5,000	0	5,000	資料、会議費
3 事業費	1,880,000	1,190,589	689,411	
1 企画事業費	1,050,000	101,547	948,453	
講演会	420,000	0	420,000	講師料、会場・資機材借用料金
視察研修	0	0	0	実施しない(講演会と隔年実施)
ブロック情報交流会事業	30,000	0	30,000	会場及び設備使用料、お茶代
自主企画事業	50,000	0	50,000	
指導者養成講座	350,000	50,603	299,397	試食用備蓄食料、資材、修了者記念品等
指導者ネットワーク事業	200,000	50,944	149,056	会員ベスト・キャップ購入、役員会会議費、啓発品等
2 備品費	450,000	521,620	△ 71,620	煙体験ハウス、スモークリキッドの購入
3 会報発行費	320,000	514,470	△ 194,470	製本代(A4判4ページ 二色刷 55,800部)
4 啓発費	50,000	44,440	5,560	啓発品購入費(DVD)
5 ホームページ費	10,000	8,512	1,488	サーバーレンタル料
4 予備費	16,342	0	16,342	
支出合計	2,111,342	1,331,460	779,882	

令和5年6月17日
三郷市自主防災組織連絡協議会
会 長 本間 紀美男

三郷市自主防災組織連絡協議会会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、三郷市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることにより、その健全な発展と市民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立に寄与することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防災組織の充実強化に関する事。
- (2) 自主防災組織相互の連絡調整に関する事。
- (3) 防災思想の普及に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（会 員）

第4条 協議会は、三郷市内で組織する各自主防災組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

（事務所）

第5条 協議会の事務所は、三郷市危機管理防災課に置く。

（ブロックの設定）

第6条 協議会は、運営をより円滑に行うため、次のとおり、三郷市内の地域性に応じた区域分け（以下「ブロック」という。）を設定する。

- (1) 早稲田ブロック
- (2) 早稲田団地ブロック
- (3) 東和東ブロック
- (4) 東和西ブロック
- (5) 彦成ブロック
- (6) みさと団地ブロック
- (7) さつき平ブロック

2 各ブロックを構成する自主防災組織は、別に定める。

（役 員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1	名
副会長	2	名
幹 事	9	名
会 計	1	名
監 事	2	名

2 役員は、ブロックごとに定めた人数を選出し、会員の互選により定める。

3 ブロックごとの役員の定数は、次の表のとおりとする。

名 称	定 数
早稲田ブロック	2名
早稲田団地ブロック	2名
東和東ブロック	3名
東和西ブロック	2名
彦成ブロック	2名
みさと団地ブロック	2名
さつき平ブロック	2名

4 役員の任期は、2年とし、総会から総会までの間とする。1年ごとに役員の概ね半数を改選する。ただし再任は妨げない。

5 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

6 役員は、任期満了後も後任の役員が就任するまでの間、その職務を代行する。

(顧問、相談役)

第8条 会長が特に必要と認める時、本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は会長が委嘱したものが就任する。

3 顧問、相談役の任期は2年とし、総会から総会までの間とする。但し、再任は妨げない。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順位により、その職務を代行する。

3 幹事は、会務の運営にあたる。

4 会計は、会計事務を処理する。

5 監事は、毎年度1回協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

6 顧問、相談役は、会長の要請があったときは、役員会等に出席し重大なる事項について適切なる助言を行う。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、毎年度1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会則の改正に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) その他総会が必要と認めた事項。

(役員会)

第12条 役員会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1)総会で審議する案件に関する事。

(2)その他役員会が必要と認めた事項に関する事。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、会費その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、一単位組織につき年額5,000円とする。

(その他)

第15条 この会則に定めるほか、特に必要な事項は、細則を定めることができる。

附 則

この会則は、平成9年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年6月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年6月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月7日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月17日から施行する。

メ 毛

メ 毛